

猫を飼育する際のマナーを守りましょう！

猫の飼育や餌付けの仕方によって、他の住民とトラブルになることがあります。猫を飼育する際は、以下のことについて注意して愛情を持って猫を飼育しましょう。

1. エサやり　・・「かわいそだからエサをあげているだけ」という無責任なエサやりはやめましょう！

餌付けをしていながら「うちの猫ではない」は通用しません！飼い猫として責任ある飼育（室内飼育、糞尿の始末、不妊去勢の処置など）が出来ない場合は、餌付けはすべきではありません！

また、エサ箱が屋外にあると、知らぬ間に飼い猫以外の猫に餌付けをしてしまう場合もあるので、エサ箱は屋内に設置し屋外でのエサやりは避けましょう。

2. 室内飼育　・・トラブル防止のため、猫は室内で飼いましょう！

屋外にいる猫は、たとえ飼い主でさえもどのように行動しているかわかりません。糞尿被害や爪とぎ被害、居座り、庭や畠への被害、近隣の飼育動物への被害など、周囲のさまざまなトラブルの原因となる恐れがあります。

また、その猫自身の交通事故や感染症のリスクも高まります。

これらのトラブルを予防するためにも、猫は室内で飼育してください。

3. 不妊去勢　・・望まない繁殖を防ぐために必ず不妊去勢を行いましょう！

不妊去勢は、むやみに繁殖するのを防ぐだけではなく、病気や喧嘩による怪我などを減らし、飼い猫の寿命を延ばすことにもつながります。

県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊・去勢にかかる手術費を一部助成する制度もあります

4. 多頭飼育　・・適切な飼育が出来ない多頭飼育はやめましょう！

十分な世話が出来なくなり、衛生管理やエサやりが行き届かなくなると、周囲へのトラブルの原因となったり、虐待につながる恐れがあります。適切な飼育を行わないこともまた『動物虐待』であることをよく理解しましょう。

※たとえば、猫は他の猫のニオイのついたトイレは使用しないことがあり、飼い猫の数だけトイレが必要となります。

5. その他　・・飼い猫は飼主がわかるように首輪等を付けてください！

迷子になったときに見つかりやすくなります。愛猫が飼い主不明により保護され帰れなくなることの無いよう、手がかりを身に付けさせておきましょう。



蔵王町環境政策課 TEL 33-3007
仙南保健所獣疫薬事班 TEL 53-3119